

23 精神保健福祉士^{*1}

田村 綾子^{*2}

1. 精神保健福祉士とは

日本では精神疾患や障害のある人を主として精神科病院に隔離収容し、障害者として福祉法に定義づけることなく病者として処遇してきた歴史がある。その結果、多数の退院可能な精神障害者が長期入院を余儀なくされている状況に対し、人権擁護と社会復帰を促進するために専門的な知識や技術を用いるソーシャルワーカーの国家資格として1997年に精神保健福祉士法が創設された。2022年5月末の登録者数は98,801人である。

精神保健福祉士法第1条には、「精神保健の向上」と「精神障害者の福祉」に寄与することが目的として掲げられている。また、第2条では、「精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する地域相談支援をいう。第41条第1項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。」と規定されていることからわかるように、精神保健福祉士は医療機関以外にも多様な職場に配置されている。

社会福祉振興・試験センターが精神保健福祉

士の資格登録者を対象に行った2020年11月1日現在の就労状況等調査結果によると、回答者35,577人のうち、収入を伴う仕事をしている30,558人のなかで主たる勤務先が「医療機関」である者は7,128人（23.3%）であった。このうち4,001人（13.1%）は精神科病院所属である。医療機関以外の職場としては、障害者福祉関係7,459人（24.4%）、高齢者福祉関係4,645人（15.2%）、行政機関3,299人（10.8%）等をはじめ、児童・母子福祉関係、地域福祉関係、学校教育関係など多岐にわたっている〔社会福祉振興・試験センターWEBサイト, 2021〕¹⁾。

精神保健福祉士は、国家資格法が制定される以前から長年にわたって精神医療や障害福祉の現場において、精神科ソーシャルワーカー（Psychiatric Social Worker, 以下、PSW）としての実践を有する。そのため、現在も精神科医療機関等では、精神保健福祉士のことを「PSW」と通称することもある。また、特に2000年代以降、日本では精神疾患の患者数の増加や国民のメンタルヘルス課題の増大といった精神保健医療福祉の動向の変化に伴い、法に規定された役割を超えるソーシャルワーク実践が求められており、こうした経緯を踏まえて精神保健福祉士の教育が行われている。

2. 精神保健福祉士法制定以前の教育

精神保健福祉士法の制定以前からPSWの養成教育の必要性は認識されており、1965年の精神衛生法改正に向けた議論の過程で、精神衛生審議会中間答申書には精神科医、看護師に次ぐ「その他の職員」について、「最近における精神医学の進歩に応じて、心理専攻者、精神科ソーシャルワーカー、作業療法士等専門職種種の医療チームへの参加が必要であるが、身分資格の確立を図るとともに、その他の職員も含めて養成

^{*1} Psychiatric Social Worker

^{*2} Ayako Tamura 聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科

訓練について対策を講ずる必要がある」と記されている（1964年7月25日付）。

この当時のPSWの教育は、一部の社会福祉系大学において「精神医学ソーシャルワーク論」「精神医学」「精神衛生」などの講義と、精神科病院での「現場実習」等を含んで行われていたものの、その中心は主に戦後の精神医療現場におけるソーシャルワーク実践の蓄積や、倫理綱領を有する職能団体である日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会（当時）をはじめ国や自治体等における現任者研修に依るところが大きく、1960年代にはPSWの養成教育の問題点は既に指摘されていた。例えば、PSW教育の現況把握と問題点の発見及びその解決方法の検討を目的として、当時の大学等や職能団体の会員を対象に実施された調査結果からは、社会福祉学科の必修科目、単位、内容は大学間で類似しているがPSWに直接役立つ講座がないことや、学校と現場の連絡の不備、スーパーバイザー不在のため実習内容や方法、組織の不備等がみられる（柏木昭ら1966）²⁾など、国家資格化前のPSWの学歴や学問的背景は未整備であり、独学や経験から学ぶ者、研鑽する者と、そうでない者の格差は職場環境の格差とも相俟って存在していた。

3. 精神保健医療福祉の動向に応じた教育内容の見直し

精神保健福祉士法は、1993年の精神保健法改正にあたり衆参両院で「PSW国家資格制度の創設」の付帯決議がなされたことや、同年10月に日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会より「精神科ソーシャルワーカーの国家資格化早期実現の要望書」が厚生大臣（当時）に提出されたこと、障害者基本法（同12月）を受けて改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の制定（1995年）をはじめ、全国精神障害者家族会連合会（当時）や日本精神科病院協会からの後押しもあり1997年に成立した。同じソーシャルワーカーである社会福祉士が、当時は医療機関に踏み込まない資格として規定されていたこともあって、精神医療施策に則り精

神医療と精神障害者福祉をつなぐ専門職の国家資格創設が各方面から求められたのである。

このため、精神保健福祉士の養成カリキュラムは、先行していたソーシャルワーク専門職である社会福祉士の養成カリキュラムの一部を共通科目として作成された。その後、障害者施策の改革に伴って精神保健福祉士法は、その定義と連携等に関する責務の改訂、及び誠実義務と資質向上に関しての責務が追加されて2010年に改正された。この改正法を受けて教育カリキュラムは実習・演習教育の強化等を盛り込む形で見直され、特に、精神科医療機関における90時間以上の現場実習が必須化された。

さらに、精神疾患を発症した可能性のある自殺者の増加等をふまえて、2011年の社会保障審議会医療部会において精神疾患がガンや脳卒中と並ぶ国民の5大疾患の一つに位置付けられたことや、うつ病や認知症、依存症患者等が増加し、精神疾患が国民に広くかかわる疾患となっていること、地域共生社会の実現に向けて「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築及び国民のメンタルヘルス課題への対応等、精神保健福祉士としての役割の増大を受け、教育カリキュラムは再び見直され2021年度より施行されている。

新カリキュラムでは、ソーシャルワークを基盤とする精神保健福祉士の価値・知識・技術の習得において、社会福祉士との共通科目が増設されたほか、講義と演習・実習を往還する教育法が重視されている。各科目で学んだ専門的な知識・技術の統合的な活用となる精神保健福祉士としての価値・理念の体得と、多様な職場でのミクロ・メゾ・マクロの実践に関する具体的な考察が必要であることを踏まえ、「ソーシャルワーク演習（精神専門）」の時間数が増設された³⁾。また、医療職におけるIPE（インター・プロフェッショナル・エデュケーション；Inter-Professional Education）の動向を踏まえ、他職種との連携・協働を意識した学習方法についても検討していくことが望ましいとされているほか、養成と卒後（現任者）教育を連動させることの重要性が再確認された〔厚生労働

省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、2019〕。1,200 時間に及ぶ4年制社会福祉系大学における教育を想定しつつ、さまざまな受験資格ルートが設けられている点は、今回の改正においても踏襲されている。なお、これらの養成課程は、主に日本ソーシャルワーク教育学校連盟の加盟校 264 校中 166 校に設置されている。

4. 精神保健福祉士の卒後（現任者）教育について

現任者の力量を向上させるためには、職場における OJT（On the Job Training）をはじめ、職場内外での研修やスーパービジョン^{注1）}を用いた恒常的な研鑽が求められる。

公益社団法人日本精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士としての専門的諸活動が国家資格に基づく最低限の質の担保とともに、専門職としての生涯に渡る研鑽によって成り立つべきであるとの価値観に立脚し、2008 年度に研修センターを設置して生涯研修制度を創設、精神保健福祉士の現任者教育を展開している。

注 1) ソーシャルワーカー同士の契約に基づき、スーパーバイザーのソーシャルワーカーとしての専門性を向上させるため、スーパーバイザーのサポートを

得ながら実践を省察し自己洞察を深めるプロセスのこと。

この制度は、①階層別に全構成員を対象とする「基幹研修」、②非構成員も受講対象とする「課題別研修」、③構成員の中でスーパービジョンや成年後見人等の協会活動を担う者を認定する「養成研修」の3種類があり、基幹研修と養成研修は積み上げ式の認定と、年限を定めた更新制を採用し、専門職としての生涯に渡る研鑽を支援している。現在は、一部の研修を除き同協会の構成員を認定の対象としているが、すべての現任者が卒後教育を受け続ける仕組みの構築に向けた検討が行われている。

■文 献

- 1) 社会福祉振興試験センター http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/r2/results_04.pdf（最終閲覧日：2021.3.31）
- 2) 柏木昭，嶋田啓一郎，鈴木浩二，武田健，大野勇夫，森村茂樹．パネルディスカッション精神医学ソーシャルワーカーの教育における問題点．精神医学ソーシャルワーク：第2巻第1号：pp.24-41，日本精神医学ソーシャルワーカー協会 1966 年．
- 3) 田村綾子．精神保健福祉士の養成教育の展望と課題，ソーシャルワーク研究．相川書房，東京，2021 年．